

神崎市放課後児童クラブ入会申込みのご案内

放課後児童クラブとは

核家族化の進行及び女性の職場進出による留守家庭児童の増加等、多様な児童の健全育成上の諸問題に対処するため、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として実施するもので、保護者等、かつ両親以外の同居している親族等が、就労、看病、病気等により家庭で保育をすることができない場合に小学校に通学している児童に対し、授業の終了後遊び等を通じた生活指導を行うことにより健全な育成を図ることを目的として実施しています。

開設期間

春季休業中(平成29年4月1日～平成29年4月5日) ※新1年生は入学式の前日まで
1学期(平成29年4月6日～平成29年7月20日) ※新1年生は、入学式の翌日から
夏季休業中(平成29年7月21日～平成29年8月24日)
2学期(平成29年8月25日～平成29年12月24日)
冬季休業中(平成29年12月25日～平成30年1月7日)
3学期(平成30年1月8日～平成30年3月24日) ※6年生は卒業式の前日まで
学年末休業中(平成30年3月25日～平成30年3月31日)

開設時間

* 平日…放課後～18:00 * 土曜日、長期休業期間等…7:00～18:00

<土曜日利用について>…長期休業のみ利用者は、利用不可。

- ・平日入会している児童で土日も保護者等が就労等をしている家庭が対象です。
- ・土曜日は、市内3カ所(神埼町…新樹クラブ【神埼小学校内】、千代田町…じょうばるクラブ【千代田中部小学校内】、脊振町…脊振児童クラブ【脊振2000年館】)で開設予定です。
- ・保護者等による実施場所への送迎が必要です。また、おやつは各自持参です。

※希望される方は、事前申し込みの上、実際に利用される場合は、その週の水曜日までに利用のクラブにお知らせください。希望者がいない場合は、開所しません。

児童クラブの閉所日

- (1)日曜日、国民の祝日
- (2)お盆(8月12日～16日)、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (3)その他必要と認められたとき

児童クラブの実施場所、定員等

クラブ名	定員	連絡先	実施場所
新樹クラブ	60人	090-5942-1415	神埼小学校敷地内
せんだんクラブ	60人	080-2696-4548	
若菜クラブ	60人	080-1783-2267	西郷小学校敷地内
山王クラブ	60人	080-1782-7558	仁比山小学校敷地内
じろうクラブ	40人	090-7926-9777	千代田東部小学校内
じょうばるクラブ	50人	090-7926-9776	千代田中部小学校敷地内
ひしのみクラブ	50人	090-7926-9775	千代田西部小学校敷地内
脊振児童クラブ	40人	0952-59-2048	2000年館内

保護者負担金等

保護者負担金の納付は、原則「口座振替」で「学期払」をお願いしています。

特別な事情により「月払」に変更をしたい場合は、社会教育課まで申し出をお願いします。

※負担金の減免を希望される方は、減免申請書の提出(受付期間は、6月～8月)が必要です。
ただし、おやつ代等の減免はありません。

	児童1人あたり	おやつ代等		納期限(予定)
平日(課業日)	月額2,000円	月額1,000円	春休み	平成29年 5月 1日(月)
土曜日	月額1,000円	各自持参	1学期	平成29年 5月 1日(月)
春休み	1,000円	500円	夏休み	平成29年 8月31日(木)
夏休み	4,000円	2,000円	2学期	平成29年10月 2日(月)
冬休み	1,000円	500円	冬休み	平成29年12月25日(月)
学年末	1,000円	500円	3学期	平成30年 1月31日(水)
			学年末	平成30年 4月 2日(月)

※脊振児童クラブのおやつは、各自持参です。

※2学期利用の方で8月25日から8月31日までを利用される方は、9月分の利用として取扱いますので、8月分の月額利用料としては、徴収しません。

入会申込書受付期間

○4月から入会希望の方

在校生(新2年生～新6年生)・・・平成29年1月31日(火)まで

新1年生・・・平成29年2月15日(水)まで

○5月以降に入会希望の方

入会を希望する月または長期休業開始日の15日前までに申し込みをしてください。

※負担金及びおやつ代等の滞納がある世帯の入会の申し込みの受付は行いません。

※土曜日のみ入会受付は、行っていません。

入会申し込みに必要な書類等

入会を希望される場合は、次の書類を提出してください。

2人以上の児童を同時に申し込む場合は、①、②、⑦は児童ごとに、③～⑥は、世帯で各一部提出してください。

①放課後児童クラブ入会申込書

②児童健康等生活調査

③誓約及び承諾書

④就労証明書または自営申立書(20歳以上70歳未満の両親及び同居親族の方)

※就労については、原則、1日4時間以上、月15日以上勤務実態が必要です。

⑤申立書(20歳以上70歳未満の両親及び同居親族の方で就労証明書、自営申立書が提出できない方)

⑥口座振替依頼書(これまでに児童クラブの口座振替の手続きをされたことがない方)

⑦傷害保険料 800円

申込書提出先及び問い合わせ先

・神崎市教育委員会 社会教育課(千代田庁舎内) 電話44-2731(平日8:30～18:00)

・神崎市中央公民館 電話53-2325(平日、土曜日8:30～22:00, 日曜日8:30～17:00)

※夜間(17:15～22:00)、土日については、書類等の預りのみ対応します。

・脊振公民館 電話59-2131(平日8:30～17:15)

登・下校について

帰宅時は、原則として保護者等の迎え(土曜日、長期休業期間等については、送り迎え)が必要です。

ただし、学校があつている平日(課業日)については、同一学校に通学している兄や姉の迎えで下校することが可能です。また、習い事に児童クラブから直接行かせることも可能です。ただし、別途誓約書(様式などは児童クラブに有、児童クラブへ提出)が必要です。

※事前に連絡をいただいている方以外のお迎えは、保護者等の確認が取れない場合は、お渡しできない場合があります。

利用区分の変更及び退会(一時退会)について

変更(退会)希望日の5日前までに書類を提出してください。

*学期の月単位、長期休業単位での申し込みとなりますので、日割り計算はありません。

また、次に該当すると認められた場合は、利用を取り消します。

- (1)保護者による保育が受けられるようになったとき。
- (2)長期無断欠席等により退会を命ぜられたとき。
- (3)保護者が負担金を納付せず退会を命ぜられたとき。
- (4)健康又は行動に著しい問題がある等、児童が集団活動に不適切であると認められたとき。

お願いとお知らせ

- ①児童に持病、障がい等がある場合、疾病等で不安がある場合は、前もってお知らせください。
- ②児童クラブを欠席される場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。
- ③実施時間は18時までですので、必ず時間厳守でのお迎えをお願いします。やむを得ず18時を過ぎる場合は、必ず児童クラブへ連絡をしてください。

※連絡がなく迎えが遅くなるなどが続くと、児童クラブ運営に支障をきたしますので、ご協力をお願いします。

- ④連絡先(携帯電話を含む)が変わった場合は、必ず連絡をお願いします。
- ⑤病気やけがについては、まず保護者に連絡します。緊急の場合には保護者の勤務先等へ連絡する場合がありますので、ご了承ください。
- ⑥指導員からお迎え要請があつた場合は早急に対応してください。
- ⑦滞納が続いた場合(2ヶ月以上)、連絡が取れないとき、納められないときは勤務先に連絡がありますので、ご了承ください。また、滞納が長期となった場合には、利用停止となります。
- ⑧宿題の声かけはしますが、指導員は保育を目的としているので、学校や学習塾のように学習指導は行いません。
- ⑨保護者の勤務が休みで家庭保育が可能な日は、できるだけ家庭での保育をお願いします。
- ⑩利用区分を変更する場合、退会をする場合は、必ず届け出を行ってください。届け出がない場合は、負担金を納めていただくこととなります。
- ⑪勤務場所、就労条件が変わつた場合は、直ちに新しい就労証明書を提出してください。
- ⑫月の利用が極端に少ない場合(3回未満)、申請に虚偽があつた場合、放課後児童クラブの運営に支障を及ぼすような事態を引き起こした場合は、異議なく退会していただきます。
- ⑬家庭で保育が可能となった場合は、速やかに退会をしていただきます。
- ⑭小遣い、玩具など、学校へ持って行ってはいけない物や無くなつては困るものは持たせないでください。
- ⑮制服などが汚れると思われる場合は、着替えを持たせてください。
- ⑯持ち物には必ず名前を書いてください。

伝染病にかかった場合

集団生活の場である児童クラブにおいて伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定されている伝染病【インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核など】にかかった場合、または、その疑いのある児童の利用を制限します。

「登校許可書」等を必要とする伝染病が完治した場合は、各児童クラブへも「登校許可書(コピー可)」を提出してください。

※伝染病などで学級・学年が閉鎖になったクラスの児童は受け入れできません。また、感染症等で学校が臨時休校になった場合は、放課後児童クラブも休会となります。

災害発生時(地震、風水害等)の対応について

風雪水害等や感染症等で学校が臨時休校になった場合、児童クラブは休会となります。

一斉下校(短縮授業)等になった場合、児童クラブは放課後速やかに開設となりますが、状況により臨時休会または開設時間が変更になる場合があります。

災害時は電話の不通等が予測されますので、状況により自主的な迎えをお願いします。

仕事や交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れて迎えに来る場合でもお引き渡しするまでは保護しますので、速やかに迎えに来てください。

災害時は原則として学校の指示に従いますが、状況により一時避難場所に避難して保護者の迎えを待ちます。この場合、児童クラブの入口、玄関等に避難場所を掲示します。

児童の安全が確保できない場合は、臨時休会または終了時間繰上げとなる場合もありますのでご了承ください。

【放課後児童クラブの問い合わせ先】

神崎市教育委員会 社会教育課 電話44-2731

参 考

放課後等デイサービス

障害のある児童(療育手帳をお持ちの方)が学校の授業終了後や長期休業中に通うことのできる施設です。

・放課後等デイサービス こどもプラス神埼教室 電話97-6514

(平日10:00~19:00、土・祝8:30~17:30)

・放課後等デイサービス ぼちぼち 電話97-6657(月~土 9:00~18:00)

病児・病後児保育(小学3年生まで)について

放課後児童クラブでは、病気の回復期にある児童を預かることができませんので、病児・病後児の保育ができる施設(佐賀市)をご利用ください。ただし、事前に登録をする必要があります。

・神崎市役所 福祉課 電話37-0100(平日9:00~17:00)

一時預り・午後6時以降の保育

・ファミリーサポートセンター(千代田町保健センター) 電話44-4908(平日9:00~17:00)

・NPO かんざきキッズクラブの会(神埼町内にお住まいの方) 電話090-1367-0057

(平日15:00~20:00)

※利用にあたっての条件や料金などについては、直接お問い合わせください。